五泉市農業委員会

令和4年 第2回 定例総会議事録

会議開催 令和4年2月28日(月) 午後2時00分

場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1番	渡辺	清滋	2番	加藤	健一
3番	江口	聡	4番	渡邊	清司
5番	髙橋	甚一	6番	今井	聡
7番	岩出	ノブ子	8番	林	毅
9番	亀山	公子	10番	権平	孝男
11番	阿部	伸由	12番	渡邉	みのり
13番	髙岡	公衛	14番	川村	孝雄
15番	佐久間	引 公英	16番	楯	英樹
17番	地濃	潤一	18番	松尾	タカ子

欠席委員

19番 古田 常藏

関係説明者

 次 長
 五十嵐 敦
 村松事務所長
 田中 正徳

 係 長
 阿部 隆
 主 査
 松村 徹

- 日 程 1. 開 会
 - 2. 会長挨拶
 - 3. 総会成立宣言
 - 4. 会期日程
 - 5. 議事録署名委員の指名
 - 6. 農地パトロールの報告
 - 7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 地利用集積計画について

議案第5号 五泉市農業委員会地区担当(案)について

8. 報告事項

報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について 報告第2号 令和4年度農作業労務参考標準賃金について

司 会 本日、鈴木局長が市議会に出席のため、総会は欠席となりますので、代わりに進行させていただきます。それでは、定刻となりましたので、只今から、令和4年第2回 定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ~~あいさつ~~

議長 ただいまから、令和4年 第2回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、全員で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議長 次に、日程の「4 会期の日程について」でありますが、本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

~~「異議無し」の声あり~~

議長「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」でありますが、五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、 ご一任いただけますか。

~~「異議無し」の声あり~~

議 長 それでは、議席番号17番 地濃潤一 委員、1番 渡辺清滋 委員にお願いします。 また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

すみません、総会成立宣言に戻らせていただきます。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、18人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、19番、古田会長が欠席ということで通告がありましたので、報告いたしますいたします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班長1番 渡辺清滋 委員から報告してもらいます。

調查班長 (渡辺清滋 委員)

はい議長。議席番号1番、現地調査班 渡辺です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として2月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、高岡 推進委員、瀧澤 推進委員、弦巻 推進委員と事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、船越、石倉、一本杉、太田2丁目、赤海2丁目、村松地区では、青橋、下戸倉等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。

最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数5件で、贈与が4件、使用貸借が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこと としまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明い たします。

3ページをご覧下さい。番号1番は、贈与での所有権移転の案件となります。

親子間の贈与でありまして、田1筆、畑2筆、合計面積2,180 ㎡を贈与するものです。5ページの審査表をご覧下さい。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号2番は、贈与での所有権移転の案件となります。 譲受人の耕作の便を図るため、畑1筆、合計面積287㎡を贈与するものです。6ページの審査表をご覧下さい。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号3番は、贈与での所有権移転の案件となります。 譲受人の耕作の便を図るため、田1筆、合計面積156㎡を贈与するものです。7ページの審査表をご覧下さい。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと 事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号4番は、贈与での所有権移転の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、合計面積214㎡を贈与するものです。8ページの審査表をご覧下さい。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号5番は、使用貸借の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、合計面積535㎡を無償で貸借するものです。 9ページの審査表をご覧下さい。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満 たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡辺清滋 委員)

はい議長。説明いたします。番号1番は一本杉地内の畑および田で、番号2番は一本杉地内の畑、番号3番は一本杉地内の田で、番号4番は下戸倉地内の畑、番号5番は石倉地内の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありました。 たらお願いします。

髙橋 甚一 委員 はい。

議長はい、髙橋委員。

髙橋 甚一 委員 議席番号5番、髙橋です。

番号2番と3番について、1反未満なので3条ということは分かるのですが、交換したときに、その贈与を受けた田、畑はそれぞれが隣り合わせになっていませんか。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、議長。ご説明いたします。ただいまのご質問でありますが、今回の取り引き に当たりまして農地が隣り合っていないと、連たんしていないということで3条申請 で受付したものであります。

髙橋 甚一 委員 分かりました。

議長他に質問はありませんか。

加藤 健一 委員 はい。

議長 はい、加藤委員。

加藤 健一 委員 関連質問ですが、最終的には交換ということを係長が言いましたけれど、 交換と贈与とでは税金が違うんですか。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、議長。お答えします。今回のケースでありますが地目及び面積に違いがある ということで互いに贈与としたものでありますが、税法上の取扱いは変わりがないと 考えております。以上であります。

加藤 健一 委員 変わりがないのであれば、最初から交換と書けば良いのではないですか、 贈与と書くより。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、議長。失礼いたしました。基盤法ですと交換という言葉が使われるんですが、 3条申請につきましては以前は交換という言葉も使ったんですが、現在は実質的に交換でも贈与という言葉を使うとなっております。私がちょっと余計なことを言って惑わせるようなことを申し上げました。大変失礼いたしました。贈与という取り扱いであります。

加藤 健一 委員 はい、分かりました。

議 長 他にございませんか。

~~質疑応答なし~~

議長 無ければ、採決に入ります。「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」 は、原案のとおり決定されました。

> 続きまして、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。 事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数1件で、計画者の承継となっております。 13ページをご覧ください。番号1番は会社事務所用地として平成9年に転用許可を 受けておりましたが、土地の造成まで行ったあとで計画の履行ができなくなったため、 計画を承継者が譲り受けるものであります。

計画そのものの内容については5条許可申請も併せて提出されていますので、議第3号でご説明いたします。以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありました。 たらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議長 無ければ、採決に入ります。「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」 は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、 原案のとおり承認されました。

> 続きまして、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程しま す。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数3件で、売買2件、使用貸借1件であります。

23 ページをご覧ください。番号1番は先ほどご説明しました、農地転用事業計画変 更承認申請と併せて申請されたもので、田1筆、合計面積1,583 ㎡を駐車場及び事務 所建設用地とする永久転用案件で、売買となります。

30 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。申請地は、青橋地内の第1種でも第3種にも該当しない第2種農地で、公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、既に転用許可がなされた農地でもあるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

23ページに戻っていただき、番号2番は田1筆、412㎡を個人住宅建築用地とする

永久転用案件で、親子間での使用貸借となります。

36 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア)-b-(c)」であります。申請地は、太田2丁目地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地となります。第3種農地は転用を認めることとなっておりますので、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

23 ページに戻っていただき、番号3番は畑2筆、合計面積1,446 ㎡を宅地分譲とする永久転用案件で、売買となります。

42 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー (r) - b - (c)」であります。申請地は、赤海 2 丁目地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地となります。第 3 種農地は転用を認めることとなっておりますので、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡辺清滋 委員)

はい議長。説明いたします。番号1番は青橋地内の埋め立て済みの田、番号2番は太田2丁目地内の田、番号3番は赤海2丁目地内の畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありました。 たらお願いします。

~~質疑応答なし~~

議長 無ければ、採決に入ります。「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」 は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。この案件には、委員が関係するものがあります。47ページから48ページの議案番号3番、4番は関係委員が関係しますので、議事参与の制限により関係委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい、議長。説明いたします。

47 ページをご覧ください。令和 4 年 2 月 14 日月曜日に、あっせん審査委員会が開催され、議案番号 3 番、4 番の内容について審議されました。あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号3番、4番は、交換の案件です。番号3番は、面積1,034 m²。番号4番は、面積917 m²。それぞれを交換し、所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容 で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありました らお願いします。

髙橋 甚一 委員 はい、議長。

議長
髙橋委員。

髙橋 甚一 委員 議席番号5番、髙橋です。番号3番に関しては分かるんですが、番号4番 の譲受人が「外1名」となっているのは、連名、共有にするつもりなんでしょうか。

議 長 事務局。

松村主査 はい議長、お答えいたします。今回の議案番号4番に関しては、申請者とその親の 連名で申請が出ております。よろしくお願いいたします。

髙橋 甚一 委員 分かりました。

議長他にご質問はありませんか。

~~質疑応答なし~~

議長 無ければ、採決に入ります。「あっせん審査委員会案件」の番号3番、4番は、原案 のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の番号3番、4番は、原案の とおり決定されました。

関係 委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議長 続きまして、「あっせん審査委員会案件」の、番号3番、4番を除く案件について、 事務局より説明をお願いします。

事務局はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。45ページをご覧ください。

今月は先程ご審議していただいたものを含め、6件の申し出がありました。

番号1番、2番、5番、6番の内容については、令和4年2月14日開催のあっせん 審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当である との審査結果を得ています。

番号1番、2番は、売買の案件です。

番号1番は、面積27 ㎡。番号1番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。番号2番は、合計面積9,548 ㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

番号5番、6番は、交換の案件です。

番号 5 番は、面積 1,049 ㎡。番号 6 番は、面積 1,024 ㎡。それぞれを交換し、所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容 で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありました らお願いします。

~~質疑応答なし~~

議長 無ければ、採決を行います。「あっせん審査委員会案件」の番号3番、4番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」の番号3番、4 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続いて「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は80件、その内、賃貸借の新規は18件、再設定は62件の申し出が ございました。49ページからをご覧ください。

番号1番から18番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、合計面積13,294 ㎡、番号2番は、合計面積9,930 ㎡、番号3番は、合計面積6,164 ㎡、番号4番は、合計面積9,103 ㎡、番号5番は、合計面積9,929 ㎡、番号6番は、合計面積5,819 ㎡、番号7番は、合計面積2,402 ㎡、番号8番は、合計面積5,511 ㎡、番号9番は、合計面積2,928 ㎡、番号10番は、合計面積4,048 ㎡、番号11番は、合計面積7,209 ㎡、番号12番は、合計面積1,937 ㎡、番号13番は、合計面積21,471.30 ㎡。

番号 14 番は、面積 13 ㎡。番号 14 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は 隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。 番号 15 番は、合計面積 9,985 ㎡、番号 16 番は、合計面積 6,277 ㎡、番号 17 番は、 合計面積 1,712 ㎡、番号 18 番は、合計面積 2,965 ㎡、それぞれを議案書記載の金額及 び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、70ページをご覧ください。番号 19番から80番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありました らお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、採決を行います。「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委 員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。 続いて「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願い します。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。112ページからをご覧ください。

今月は、4件の申し出がございました。番号1番から4番は、農地中間管理機構への賃貸借の案件となります。

番号 1 番は、合計面積 4,025 ㎡、番号 2 番は、合計面積 3,016 ㎡、番号 3 番は、合計面積 6,544 ㎡、番号 4 番は、合計面積 12,793 ㎡。それぞれを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

今月は、総数 田 22,438 ㎡・畑 3,940 ㎡・計 26,378 ㎡を農地中間管理機構へ貸借します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありました らお願いします。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、採決を行います。「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定する ことに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~举手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第5号 五泉市農業委員会地区担当(案)について」を上程します。 事務局より説明をお願いします。

五十嵐次長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

五十嵐次長 はい、議長、それでは、私の方から「五泉市農業委員会地区担当(案)について」 ご説明いたします。121ページをご覧ください

委員の交代により、各担当地区の割当を決めさせていただき、3 月の中旬には文書で案内したいので、内容の確認をお願いします。

議案書の 123 ページが、先日の役員会で決めました、4 月からの地区担当表(案)で ございます。新任となる委員の方は、網掛けで表示しています。

参考までに、124ページが現在の担当表となっております。

説明は以上になります。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありました らお願いします。

~~質疑応答なし~~

議長 無ければ、採決を行います。「議第5号 五泉市農業委員会地区担当(案)について」 は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

~~挙手全員~~

議長 挙手全員でありますので、「議第5号 五泉市農業委員会地区担当(案)について」は、 原案のとおり決定されました。

続きまして、日程8「報告事項」に入ります。「報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい議長報告いたします。127ページからをご覧ください。

第1回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。

番号1番から9番は、賃貸借の案件となります。

番号 1 番は、合計面積 9,341 ㎡、番号 2 番は、合計面積 1,290 ㎡、番号 3 番は、合計面積 4,840 ㎡、番号 4 番は、合計面積 3,928 ㎡、番号 5 番は、合計面積 8,792 ㎡、番号 6 番は、合計面積 11,197 ㎡、番号 7 番は、合計面積 5,636 ㎡、番号 8 番は、合計面積 12,512 ㎡、番号 9 番は、合計面積 34,992 ㎡。それぞれを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

続きまして、番号10番から12番は、農地中間管理機構への使用貸借の案件となり

ます。

番号 10 番は、合計面積 2,332 ㎡、番号 11 番は、合計面積 1,997 ㎡、番号 12 番は、合計面積 512 ㎡。これらを使用貸借するものです。

最後に、番号13番は、耕作者の変更となります。耕作の便を図るため、譲渡人欄記載の耕作者から、譲受人欄記載の耕作者へ耕作権が移転されます。

以上報告いたします。

議長 ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

~~質疑応答なし~~

議長 無いようでしたら、続きまして、「報告第2号 令和4年度農作業労務参考標準賃金 について」事務局より説明をお願いします。

五十嵐次長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

五十嵐次長 それでは、私の方から「令和4年度農作業労務参考標準賃金について」ご説明いたします。議案書の 147 ページをご覧ください。

2月14日の役員会で検討したところ、昨年10月に新潟県の最低賃金額が28円増加したものの、近隣の市区町村で大きな単価の見直しなどがないことから、特に金額面の変更はありませんでした。

説明は、以上になります。

議長ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

~~質疑応答なし~~

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。これをもちまして、令和 4 年第 2 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時40分 閉会)